

寒川町訓令第2号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和5年3月7日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町事務決裁規程の一部を改正する訓令

寒川町事務決裁規程（昭和53年寒川町訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「及び主幹」の次に「並びに会計管理者」を加える。

第6条を削る。

第7条中「前2条」を「前条」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第5条から前条まで」を「前2条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1 2 人事関係の表休暇等の項副町長の欄、同表服務の項副町長の欄及び同表旅行命令の項副町長の欄中「、会計管理者」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。